

公益社団法人自動車技術会 事務局組織運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第43条及び組織運営規則（以下、「組織運営規則」という。）第15条の規定に基づき、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 組織運営規則第15条第1項の定めるとおり、本会の事務を処理するため、本部事務局及び支部事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

(統轄)

第3条 公益社団法人自動車技術会理事職務権限規則第7条に定めるとおり、常務理事が事務局を統轄する。

第2章 組織

(本部事務局)

第4条 本部事務局は、定款第2条の定めるところに置く。

第5条 本部事務局には、次の6部門を置く。

- (1) 運営部門
- (2) 学術部門
- (3) 教育部門
- (4) 刊行部門
- (5) 標準・規格部門
- (6) 技術交流部門

2 各部門には、処理基準の定めるところにより、課を置くことができる。

(支部事務局)

第6条 支部事務局は、支部担当理事が指定したところに置く。

第3章 職制及び職務

(職制)

第7条 事務局には事務局長を置く。

2 事務局には、事務局長のほか、事務局次長、課長及び課長代理を置くことができる。

3 事務局には、専門職として主管、主事、主事補及び特別職を置くことができる。

4 第1項の事務局長には、本会の事務局職員をあてる。

(事務局長の職務)

第8条 事務局長は、常務理事の命を受け、事務局の事務をつかさどり、職員を指揮監督するとともに事務の状況につき、適時常務理事に報告しなければならない。

(事務局次長の職務)

第9条 事務局次長は、あらかじめ定められた業務について事務局長を補佐する。

2 事務局次長が部門を担当する場合は、その部門の事務をつかさどり、職員を指揮監督する。

(課長の職務)

第 10 条 課長は、上司を補佐し、部門又は課の事務をつかさどり、職員を指揮監督する。

(課長代理の職務)

第 11 条 課長代理は、事務局次長又は課長を補佐し、担当分野の事務を処理するとともに、職員を指揮監督する。

(専門職の職務)

第 12 条 専門職は、上司の命を受け、専門の事項にかかわる事務を処理する。

(特別職の職務)

第 13 条 特別職は、上司の命を受け、専門の事項にかかわる事務を処理する。

(支部事務局担当職員の職務)

第 14 条 前 7 条の定めにかかわらず、支部事務局に配属された職員は、支部担当理事の指示及び監督のもと、支部事務局の事務をつかさどる。

2 前項の定めにかかわらず、支部に係わる業務について、事務局長から指示があった場合は、これに従わなければならない。

3 事務局長は、支部事務局に配属された職員に対し、支部事務局長の称号の使用を許可することができる。

第 4 章 分掌と事務処理

(支部及び専門組織)

第 15 条 事務局は、組織運営規則第 2 条支部及び第 9 条から第 13 条の専門組織の事務を別表 1 のとおり分掌する。

2 前項の定めにかかわらず、各専門組織が実施する催事については、別表 2 のとおり分掌する。

3 前 2 項の定めにかかわらず、分掌する事務が複数の部門又は支部に関連する場合若しくは別表 1 以外の専門組織又は諮問機関が設置された場合は、事務局長の決定により分掌する。

(事務の執行)

第 16 条 事務局は、本会の規則に基づく事務の執行を別表 3 のとおり分掌する。

2 別表 3 以外の事務の執行については、別表 4 のとおり分掌する。

3 事務局は、本会の運営方針、業務形態の変更、法改正並びに社会情勢の変化により、別表 3 により分掌する規則が業務の遂行に適合しなくなったと判断した場合は、その改廃について提案しなければならない。

(事務処理)

第 17 条 事務処理は、文書を作成して行うことを原則とする。ただし、支障のない範囲で事務局長の指示により簡略化することができる。

(文書の発信名義)

第 18 条 業務上発する文書には、会長、会務担当理事、常務理事、事務局長若しくは専門委員会の長又は本会若しくは専門委員会の名義を用いるものとする。ただし、事務連絡その他事務局長が適当と認めた文書については、この限りでない。

第 5 章 補則

(処理基準)

第 19 条 この規則の運用に必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第 20 条 この規則の改廃については、運営企画会議において審議し、理事会の議決を経なければならない

ない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。（2011 年 4 月 1 日登記）

別表1（事務局組織運営規則第15条：支部及び専門組織）

専門組織等	本部事務局						支部事務局					
	運営部門	学術部門	教育部門	刊行部門	標準・規格部門	技術交流部門	北海道支部	東北支部	関東支部	中部支部	関西支部	九州支部
北海道支部							○					
東北支部								○				
関東支部									○			
中部支部										○		
関西支部											○	
九州支部												○
理事会	○											
支部担当理事会	○											
担当理事会	○											
だいじん会	○											
運営企画会議	○											
運営企画会議・総務委員会	○											
運営企画会議・財務委員会	○											
運営企画会議・国際委員会	○											
技術会議		○										
教育会議			○									
編集会議				○								
規格会議					○							
表彰会議			○									
全日本学生フォーミュラ会議						○						
展示会企画会議						○						
共同研究センター		○										

別表2（事務局組織運営規則第15条：催事）

専門組織等	本部事務局						支部事務局
	運営部門	学術部門	教育部門	刊行部門	標準・規格部門	技術交流部門	
自動車開発・製作セミナー			○				
自動車工学基礎講座						○	
安全技術デザインコンペティション			○				
キッズエンジニア						○	
総会	○						
大会（総会を除く）						○	
国際会議（FISITA、APAC）	○						
国際会議（専門分野別）						○	
シンポジウム（内燃機関シンポジウムを含む）						○	
自動車技術展						○	
全日本学生フォーミュラ大会						○	
標準・規格関連催事					○		
支部催事							○

別表3 1/2 (理事職務権限規則第16条：事務の執行)

規則類名称	本部事務局						支部事務局
	運営部門	学術部門	教育部門	刊行部門	標準・規格部門	技術交流部門	
組 織							
100100 定 款	○						
100200 倫理規定	○						
100300 会員規則	○						
100400 入会金及び会費徴収規則	○						
100500 名誉会員規則	○						
100600 永年継続会員規則	○						
100700 代議員規則	○						
100800 代議員選挙規則	○						
100900 役員選任規則	○						
101000 組織運営規則	○						
専門組織等							
200100 運営企画会議組織規則	○						
200200 技術会議組織規則		○					
200300 編集会議組織規則				○			
200400 規格会議組織規則					○		
200500 表彰会議組織規則			○				
200600 教育会議組織規則			○				
200700 学生自動車研究会規則	○						○
200800 共同研究センター規則		○					
200900 展示会企画会議組織規則						○	
201000 全日本学生フォーミュラ会議組織規則						○	
運 営							
300100 支部運営規則							○
300200 理事職務権限規則	○						○
300300 監事監査規則	○						
300400 総会運営規則	○						
300500 理事会運営規則	○						
300600 委員会主催シンポジウム運営規則		○					
300700 国際会議開催規則	○						
300800 大会運営規則						○	
300900 シンポジウム運営規則						○	
301000 全日本学生フォーミュラ大会運営規則						○	
301100 キッズエンジニア運営規則						○	
301200 展示会運営規則						○	
301300 事務局組織・運営規則	○						○
301400 決裁規則	○						○
301500 経理規則	○						
301600 寄付金規則	○						
301700 著作権規則				○			○
301800 個人情報保護規則	○						○
301900 情報公開規則	○						
302000 公印管理規則	○						
302100 発注規則	○						○
302200 委員等国内旅費規則	○						○
302300 謝金規則	○						○

別表 3 2/2 (理事職務権限規則第16条：事務の執行)

規則類名称	本部事務局						支部事務局
	運営部門	学術部門	教育部門	刊行部門	標準・規格部門	技術交流部門	
研究調査							
400100 研究調査助成規則		○					
400200 拠出型研究調査運営規則		○					
出版							
500100 出版物発刊規則				○			
500200 自動車技術者・研究者著作物発行規則				○			
認定							
600100 自動車エンジニアレベル認定規則			○				
表彰							
700100 自動車技術会賞規則			○				
700200 技術教育賞規則			○				
700300 フェロー規則			○				
700400 優秀講演発表賞規則		○					
700500 技術部門貢献賞規則		○					○
700600 表彰規則	○						○
奨励							
800100 国際交流・発表支援制度規則	○						
800200 大学院研究奨励賞規則			○				
労務							
900100 就業規則	○						
900200 特別職就業規則	○						
900300 臨時雇用者就業規則	○						
900400 給与規則	○						
900500 国内出張規則	○						○
900600 国外出張規則	○						○
900700 職員退職手当支給規則	○						
900800 育児・介護休業等に関する規則	○						
900900 常勤役員報酬規則	○						
901000 常勤役員退任慰労金規則	○						
902000 役員旅費規則	○						
903000 慶弔見舞金及び記念品規則	○						

別表4（事務局組織運営規則第16条：事務の執行）

専門組織等	本部事務局						支部事務局
	運営部門	学術部門	教育部門	刊行部門	標準・規格部門	技術交流部門	
登記・諸届に関する事	○						
本会の組織に関する事	○						
事務局の庶務に関する事	○						
規則の制定及び改廃に関する事	○						
契約に関する事	○						
会員増強に関する事	○						○
広報に関する事	○						
インターネットによる情報公開に関する事	○						
支部に関する事	○						
国際交流に関する事	○						
広告に関する事				○			
他部門に属さない事項に関する事	○						
官公庁、関連学協会及び団体等との提携及び交流に関する事	○	○	○	○	○	○	○